



2020

健康経営優良法人  
Health and productivity

# 認定証

(中小規模法人部門)

法人名 **株式会社KARIKO**

貴法人は、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組が優良であると認められました  
よって、ここに「健康経営優良法人2020(中小規模法人部門)」として認定します  
経済産業省及び厚生労働省と共に、今後一層取組を推進されることを期待いたします

2020年3月2日

日本健康会議



健康を願う、思いをひとつに。

日本健康会議  
NIPPON KENKO KAIGI

# 健康宣言実施結果報告書

事業所名

株式会社 KARIKO

健康づくり  
担当者名

手島 利徳

項目		実施項目 にチェック	取組内容・実施結果(数値報告)
必須 項目	① 経営者自身が健康宣言事業に取り組む	✓	社長自ら健康宣言を実施。
	② 組織体制の整備	✓	社長が運行課課長を推進担当者へ指名。
	③ 受動喫煙対策の実施	✓	禁煙外来受診者の費用を会社から補助。
選 択 項 目	① 社員の家族の健康にも積極的に取り組みます		
	② 定期健康診断の受診	✓	個別に案内を実施。100%受診率を継続。
	③ 受診勧奨の取り組み	✓	対象者へ個別に案内を実施。100%再受診を実施している。
	④ ストレスチェックの実施	✓	全社員へストレスチェックを実施。
	⑤ 健康増進・過重労働防止に向けた具体的な目標(計画)		
	⑥ 管理職または一般社員に対する教育機会の設定	✓	保健師によるメタボ対策の説明(安全会議時)
	⑦ 適切な働き方の実現	✓	年次有給休暇の取得を促進する取組を実施。
	⑧ コミュニケーションの促進	✓	バーベキュー大会、新年会(1泊)の開催(全社員参加)
	⑨ 病気と治療と仕事の両立	✓	治療受診時の配車・勤務時間の組替え
	⑩ 保健指導の実施	✓	対象者への保健指導の実施
	⑪ 食生活の改善	✓	点呼場への青汁を提供
	⑫ 運動機会の促進	✓	毎日、運行前ラジオ体操・ストレッチの実施を継続。
	⑬ 女性の健康保持・増進		
	⑭ 社員の感染症予防	✓	コロナ対策にて、マスク配布、非接触体温計にて運行前・後確認
	⑮ 過重労働への対応		
	⑯ メンタル不調者への対応	✓	相談窓口の設置、労働基準協会への協力依頼



# 取り組み内容「PRシート」

事業所名

株式会社 KARIKO

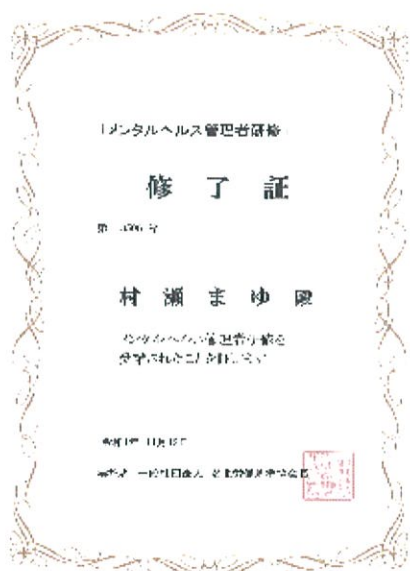
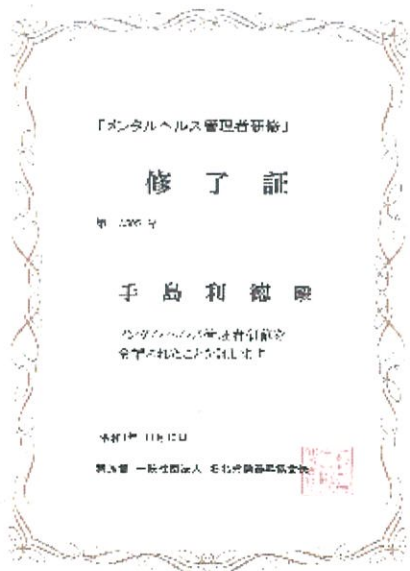
貴社の重点実施項目の中から「**アピールしたい取組**」があれば、  
下記の欄にご記入ください。写真・イラスト等を載せていただいても結構です！

選択項目番号

④・⑩

全社員ストレスチェックの実施（2019年11月）に伴い、  
メンタルヘルスマネジメント研修を受講し、相談窓口を設置しました。

女性ドライバーの為、女性の担当者も配置しています。



選択項目番号

③

健康診断後の結果にて再受診必要者に対して

① 再受診のお願い を結果表を元に説明

② 必要に応じて 会社指定診断書 の提出を依頼

上記の実施により、健康状態、今後の治療の必要性、勤務形態の検討を行っています。

再受診についても、100%を継続しています。

2019年 月 日

株式会社 KARIKO  
代表取締役 渡野文彦

病院受診のお願い

2019年 第1回定期健康診断の結果において、貴院は再度検査を行う必要、もしくは医師による  
治療が必要と認められました。  
つきましては、健康診断結果保持の上、早急に該当するすべての項目を健康診断にて受診して下  
さい。  
診断結果が下記の要領書内容にて結果を記入し、2019年 月 日までに会社へ提出  
するようお願いいたします。提出されない場合は、あなたの健康状態を把握出来ず、業務を停止  
する場合があります。

受診報告書

- 病状概要・再検査や受診調
- 現状、療養中
- 治療終了
- その他（ ）

2019年 月 日 受診

受診者氏名  
病 状 名

姓	名	姓	名	姓	名

## 診 断 書

1. 氏名:	男 / 女
生年月日:	年 月 日 ( 世 )
住 所:	
2. 受診の目的	
病 名:	総合問診 ( 既往歴、現在病、嗜好、睡眠、治療状況など )
3. 現時点での症状 ( 運動能力及び改善の見込み ) についての意見	
ア 自然療養の安全な継続に必要な認知、予測、再発又は再発の恐れに因る能力 (以下「安全な継続に必要な能力」という) を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない	
イ 自然療養の安全な継続に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈している	
(イ) それら、治療6月以内に持病を改善があったためであり、今後6月 ( 月 ) 以内にアの状態ができる見込みがある。	
4. その他特記すべき事項	

「2」「3」の記述は、「3」の判断はについては、日本医師会認定の専門医の診断によること  
専門医・主治医として以上の通り診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地:  
担当診療科名:  
担当医師: